

埼玉パラドリームアスリート特別強化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉パラドリームアスリート特別強化支援事業における強化指定選手への補助事業（以下「補助事業」という。）について補助金の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号に該当し、かつ埼玉パラドリームアスリート特別強化支援事業強化指定選手選考要綱に基づき選考された強化指定選手とする。

(1) パラリンピックで活躍が期待できる選手のうち、次のいずれかに該当する者

ア 本事業の対象選手として日本パラリンピック委員会加盟競技団体の推薦を受けられる者

イ 上記ア以外で特に有望な選手で県内競技団体の推薦を受けられる者

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 埼玉県内に在住、在勤又は在学している者

イ 埼玉県内に主な活動拠点を有する者

ウ 埼玉県内の中学校、高等学校、特別支援学校及び大学を卒業した者

(補助額及び補助対象経費)

第3条 補助対象者に対する補助額及び補助対象経費は、別表に掲げるものとする。

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、当該年度の4月1日から2月末日までとする。なお、当該年度の下半期に独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」という。）のトップアスリートに認定された者の補助対象期間については、当該年度の4月1日から当該認定による助成対象期間が開始する日の前日までとする。

(補助金交付の申請)

第5条 補助を受けようとする者は、様式第1号に定める交付申請書に次の書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(1) 事業実施計画書

(2) 収支予算書

(3) 口座振替申出書

(補助金交付の決定)

第6条 知事は、補助金の交付を決定したときは、様式第2号に定める交付決定通知書により、不交付を決定したときは、様式第3号に定める不交付決定通知書により通知するものとする。

(補助金の支払)

第7条 補助対象者に対する補助金の支払については、交付決定した全額について原則として精算払いするものとする。ただし、希望する者については交付決定した額の1/2を概算払いとし、残りの額を精算払いとできるものとする。

(交付条件)

第8条 補助金交付の条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

① 補助対象経費総額の30%以内の変更

② 補助対象経費総額の増を伴わない補助対象経費の内訳の変更

(2) 交付決定後に、JSCのトップアスリートに認定された者は、交付決定を取消し、様式第4号に定める交付決定取消通知書により通知するものとする。ただし、第4条なお書きに該当する者はこの限りでない。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

(4) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合又は完了しない場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(変更の承認)

第9条 前条第1号及び第3号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、様式第5号に定める補助金変更(中止、廃止)承認申請書に、変更収支予算書を添えて知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げのできる期間)

第10条 規則第8条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受領した日から20日以内とする。

(状況報告)

第11条 補助対象者は9月末日時点における状況について、知事からの求めがあった場合、様式第6号に定める状況報告書に次の書類を添えて、別途指定する日までに報告を行わなければならない。

(1) 事業状況報告書

(2) 収支状況報告書

(実績報告)

第12条 規則第13条の規定による実績報告は、様式第7号に定める実績報告書に次の書類を添えて、別途指定する日までに行わなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算報告書

(補助金の額の確定)

第13条 規則第14条の規定により補助金の交付額を確定したときは、様式第8号に定める交付確定通知書により、補助対象者に対し通知するものとする。

(申請書類等の代筆)

第14条 当該事業において、申請者又は補助対象者が申請書類等を作成することができない事情があるときは、本人の意思を確認した上で、次に掲げる者が代筆することができる。

- (1) 配偶者
- (2) 親権者
- (3) 3親等内の親族
- (4) 前3号に掲げる者以外の申請者又は補助対象者を介護している者

(書類の整備等)

第15条 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。
2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(届出事項)

第16条 補助対象者は、住所又は氏名を変更したときは、すみやかに文書によりその旨を知事に届け出なければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月9日から施行する。

(別表)

埼玉パラドリームアスリート特別強化支援事業補助額及び補助対象経費

補助額及び補助対象経費		
補助額	1人あたり年間50万円以内	
補助対象経費	①海外遠征	国際大会出場や練習を行うための海外への派遣に係る経費
	②国内遠征	全国大会や強化練習会(合宿舎)等への派遣に係る経費
	③競技用具の整備、購入	競技用具の購入及び修理に係る経費。また、対象者が競技に使用する消耗品(5万円未満)の購入
	④外部指導者招聘	コーチ及びトレーナーの謝金等に係る経費
	⑤治療・身体ケア費用	競技実施に伴うケガに係る治療費、身体ケア(柔道整復、鍼灸、あんまマッサージ等)に係る経費
	⑥その他	その他知事が必要と認める経費

※ 補助対象経費は、補助対象者が自己負担をした経費に限る。